

## 新規に申請される方へ

### 就学援助の申請について

仙北市では、経済的理由によって就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学校にかかる必要な費用の一部を援助する制度を設けております。

希望される場合は次の事項をよくお読みいただき、必要書類を添付して申請くださいますようお願いいたします。

#### 1 援助を受けることができる方

- (1) 生活保護を受けている方 → 要保護として認定します。
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活に困っていると市教育委員会が認定した方 → 準要保護として認定します。
- (3) 家庭事情の変動により世帯全体の所得が著しく減少するなど、就学援助の必要があると市教育委員会が認定した方 → 準要保護として認定します。

#### 2 援助の内容

要保護と認定された場合	準要保護として認定された場合
① 修学旅行費(該当学年のみ)	① 修学旅行費(該当学年のみ)
② 医療費	② 医療費
	③ 学用品費・通学用品費
	④ 新入学用品費(1年生:4月認定者のみ)
	⑤ 給食費
	⑥ 校外活動費(修学旅行該当学年以外の学年)
	⑦ 体育実技用具費 小:1~3年、4~6年 中:1~3年 年の間にそれぞれ1回
	⑧ 生徒会費、PTA会費
	⑨ 卒業アルバム代等

②医療費は、学校からの指示を受け、下記の学校病を治療する場合に支出する個人負担費用分を援助します。(医療保険負担額を除く分)

～学校病の種類～

トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、濃痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病

⑦体育実技用具費は、体育の授業としてスキー・柔道・剣道を行う場合に、個々で購入する必要がある時に限度額の範囲内で助成します。

#### 3 申請方法

新たに申請を希望される方は「令和5年度就学援助費支給申請書(新・継)」に必要事項をご記入・押印のうえ、関係書類(下記【提出書類】参照)を添付し、教育委員会学校教育課へ提出してください。

生活保護を受けている方も申請が必要ですので、申請書を提出してください。

なお、申請書類は仙北市ホームページでダウンロードできるほか、教育委員会、各小中学校、各市民センター・出張所にも備え付けております。

#### 【提出書類】

- ① 就学援助費支給申請書
- ② ・生計を一にする世帯員全員(世帯分離している世帯を含む)の前年分の収入を証明する書類。  
(給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、確定申告書・市県民税申告書(控)の写しなど)  
・遺族年金・失業手当など非課税所得がある場合は、その額を証明する書類。
- ③ 受給している場合は、児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書の写し
- ④ 求職中の方は「ハローワークカード」の写し
- ⑤ 障害者手帳をお持ちの方はその写し

#### 【受付期間】

年度途中でも随時受付しております。

(※令和5年度申請に関しては、2月15日(水)から受付いたします。)

\* 入学前支給を希望の場合は、

令和5年1月20日(金)～2月28日(火)

#### 【提出先】

西木庁舎2階 教育委員会学校教育課

(申請書提出の際に面談を行います。提出書類がそろい次第、事前に来庁できる日を電話にてお知らせください。)

#### 4 認定について

申請書提出後に内容を精査し、認定・否認定を文書でお知らせいたします。

就学援助費は保護者の指定した口座に振込となりますが、学校長を通じて現金支給する場合があります。

認定された場合は、認定通知書と一緒に委任状を送付しますので、学校を通じて学用品費等及び給食費の委任状を教育委員会へ提出していただきます。

問い合わせ

仙北市教育委員会 学校教育課 電話43-3382